

# 厚生労働省 説明資料

4月3日 地方創生に関する説明会

# 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対するサポートプランの位置づけ



## 雇用制度・雇用対策に関する 取組方針

- ・地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- ・地方への人材還流、人材育成
- ・地域産業の競争力強化 など

## 少子化対策に関する 取組方針

- ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備）
- ・子ども・子育て支援の充実 など

## 医療・介護、福祉サービスの 基盤整備に関する 取組方針

- ・中山間地域等における「小さな拠点」(多世代・多機能型拠点)の形成
- ・大都市圏における安心な暮らしの確保 など



総合戦略

厚労省の方針

- 都市部にはない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供と実質可処分所得の地域別モデルケースの作成
- 地域固有の比較優位性を備えた競争力のある産業分野の選定
- 地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援 など

- 第1子、第2子、第3子の壁それぞれの課題の整理・分析と対策
- 施策の進捗と育児のしやすい環境の見える化
- 各地域の出生順位ごとの出生率推計値の分析と他の地域との比較
- 施設や人材の合理化・効率化への対応
- 企業等の少子化対策の推進へのさらなる参画
- 先駆的な取り組みの分析と普及 など

- 福祉サービスの融合。そのさらなる推進と担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討する省内検討チームの設置
- 健康づくりを意識したソーシャルキャピタルの活用やまちづくり
- 地域支援事業の一環としての移動支援策
- 地域医療連携推進法人や地域医療介護総合確保基金、ヘルスケアリートの活用 など



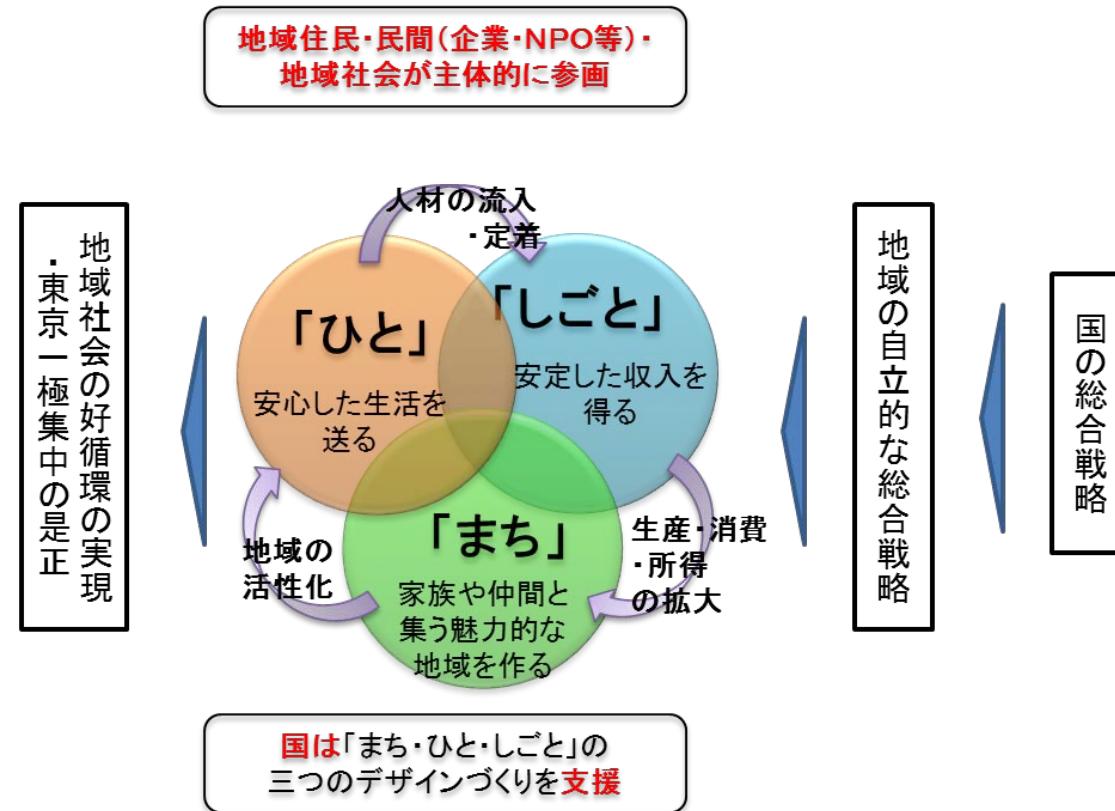
地方自治体が「地方版総合戦略」を作成する際のコンサルテーションを実施

- 地方創生コンシェルジュの任命、活用
- 省内に検討チームを創設。引き続き、福祉サービスの融合等について議論

# 厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン

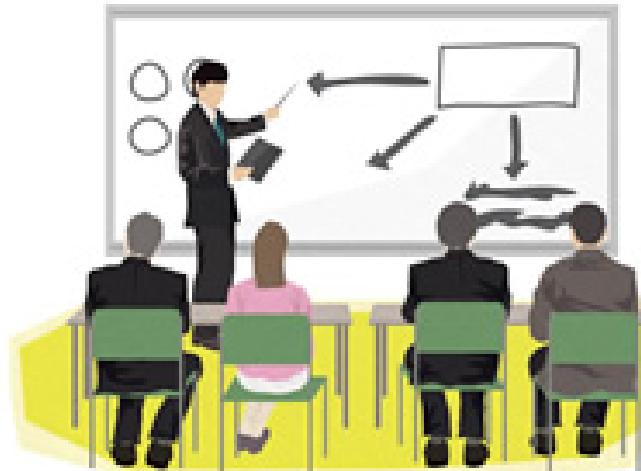


- 地方に「しごと」をつくり、地方へ「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える「まち」が活性化する好循環・相乗効果が重要
- これまでの施策が具体的効果を生み出せなかつた原因を詳細に吟味し、その上で個別施策の羅列ではなく、個々の施策が有機的に関連づけられることが必要



# 雇用制度・雇用対策に関する取組方針

- 地方中核都市に成長力のある産業・企業を誘致するためには、優秀な人材を確保することが必要
- 地域に人材が定着するためには、地域の強みや特性を活用して、都市部にはない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供し、それをアピールすることを考える必要
- 各自治体は、地域固有の比較優位性を備えた競争力（強み）のある産業分野を選定し、育成することが求められる。
- 人材政策にフォーカスし、地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援等に取り組むことが重要
- 地域で産業を興し、必要な人材を確保するためにも、様々な背景や価値観を持った人々が持てる能力を存分に發揮できる環境の整備が不可欠



# 東京、横浜、岡山における1ヶ月の収入と支出の比較（単位：円）



	収入	支出							収入－支出 (①－②)
	①勤め先収入	②支出計	食料	光熱・水道	被服・履物	家賃(※2)	保育料(※3)	非消費支出 (税・保険料等)	
東京都区部	548,135	389,030	85,174	22,717	18,511	76,703	72,000	113,925	159,105
横浜市	506,462	347,927	81,814	22,581	14,161	68,068	53,000	108,303	158,535
岡山市	467,137	279,488	63,319	20,879	14,071	43,527	45,700	91,992	187,649

東京都区部との差	収入	支出							収入－支出 (①－②)
	①勤め先収入	②支出計	食料	光熱・水道	被服・履物	家賃	保育料	非消費支出 (税・保険料等)	
横浜市	▲ 41,673	▲ 41,103	▲ 3,360	▲ 136	▲ 4,350	▲ 8,635	▲ 19,000	▲ 5,622	▲ 570
岡山市	▲ 80,998	▲ 109,542	▲ 21,855	▲ 1,838	▲ 4,440	▲ 33,176	▲ 26,300	▲ 21,933	28,544

(※1)特に※がないものは、「総務省 家計調査(平成25年)」より引用

(※2)「総務省 住宅・土地統計調査(平成20年)」より引用

(※3)保育料については、以下のとおり

東京都区部:品川区の認可外保育所の最低月額保育料

横浜市:横浜市の所得税額(月額) $19040\text{円} \times 12 = 23\text{万円}$

横浜市の認可保育所では所得税(月額) $203,000\text{円}以上 233,000\text{円未満}$ は保育料 $53,000\text{円}$

岡山市:岡山市の所得税額(月額) $17474\text{円} \times 12 = 21\text{万円}$

岡山市の認可保育所では所得税額(月額) $103,000\text{円}以上 413,000\text{円未満}$ の保育料は $45,700\text{円}$

# 産業の誘致の取組（徳島県）



- ・徳島県の情報通信インフラは全国的にもトップクラスで、ケーブルテレビサービスの世帯普及率が88.9%（平成25年3月現在）
- ・恵まれた情報インフラを活用し、情報通信関連産業を積極的に誘致
- ・古民家等を活用して、首都圏企業のサテライトオフィスを県内の過疎町村に試験的に設置し、東京とのテレビ会議のほか、集落の情報をフェイスブック等のソーシャルメディアにより情報発信
- ・平成26年3月時点で11社14事業所が進出、雇用者数計1,000名超

The screenshot shows the homepage of the Tokushima Working styles website. It features a large banner image of a town nestled between hills under a blue sky. Below the banner, there are several navigation links: 'What's Satellite office?', 'Working styles', 'Gallery', 'Satellite office', and 'System'. A news section titled 'What's NEW' is displayed, showing an event from April 14, 2014, about a traditional house design competition. Another section titled 'アプローチ情報' (Approach Information) shows an event from March 30, 2014, about the opening of a satellite office in Mima City. At the bottom, there are two more news items: one from November 12, 2013, about a team photo session, and another from November 11, 2013, about a traditional culture exchange program.



職場等の様子  
(徳島サテライトオフィス・プロモーションサイトより引用)

- 本社機能（購買本部と教育グループ）を小松市へ移転し、グローバル研修センタを開設
- 現地での大卒者の採用も開始
- 同社の既婚女性社員の子どもの数は、東京では0.7人なのに対し、石川では1.9人。また、30歳以上の女性社員既婚率は、東京では50%なのに対し、石川は90%。

## 近年の北陸におけるコマツの取組（第2回まち・ひと・しごと創生に関する懇談会資料5より引用）

2002年～	本社機能を小松市へ移転（2002年購買本部、2011年教育グループ）
2005年	富山の産業機械メーカーを買収
2007年	金沢港に工場を建設（石川から輸出を行うことが可能になる）
2010年	現地での大卒採用開始（現地採用増）
2011年	本社教育グループを小松市へ移転し、グローバル研修センタ開設。 同敷地内に地域との交流を目的とした「こまつの杜」を竣工
2013年	若者が地元に根付き地域が活性化するよう、農業、林業への技術支援を開始
2014年	小松市に新工場を建設

# 地方版総合戦略策定の推進組織への労働関係者の参画について～働き方改革～

- 平成26年12月27日に閣議決定された総合戦略では『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる』の柱として、『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)』が掲げられています。
- また、総合戦略では、『「地方版総合戦略」の策定・実施に当たっては、地方において、地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体(産官学金労)が連携し効果的な施策が実施されるよう、戦略の策定から、担い手の選定、具体的な進め方まで、それぞれの代表も加わった形で(略)行うことが重要である』とされています。
- 地方版総合戦略の策定やその実施に当たっては、働き方改革の地方版総合戦略への盛り込みや、都道府県労働局や労働団体といった労働関係者の参画について、再度ご検討をお願いします。

## 都道府県における労働関係者の参画状況(※)

### 【都道府県労働局】

参画する:6局 (山梨、長野、静岡、愛知、三重、沖縄)、参画しない:10局、未定:25局

### 【労働団体】

参画する:16府県、参画しない:6県、不明:19都県

※総合戦略推進組織を設置するとした41都道府県の状況。

都道府県労働局調べ(平成27年3月時点)。

## (参考) 関連する施策

### 都道府県労働局における「働き方改革推進本部」

- 企業の自主的な働き方の見直しを推進するために、
  - ・労働局長等による企業経営陣への働きかけ (仕事の進め方の見直しによる所定外労働時間の削減など) や、
  - ・地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成 (年次有給休暇の取得促進など) を行うもので、既に全都道府県労働局で取組が開始されており、多くの都道府県にご協力いただいている。

### 「地域しごと支援事業」～地方創生交付金メニュー例

- 地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こすとともに、各自治体による若年人材の還流、育成、定着を支援するため、地方創生交付金を活用して以下の取組を一体的に行う。
  - ・しごと情報や生活情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター」の整備
  - ・各地域における、働き方の見直しを含めた、魅力あるしごと作りとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の取組。

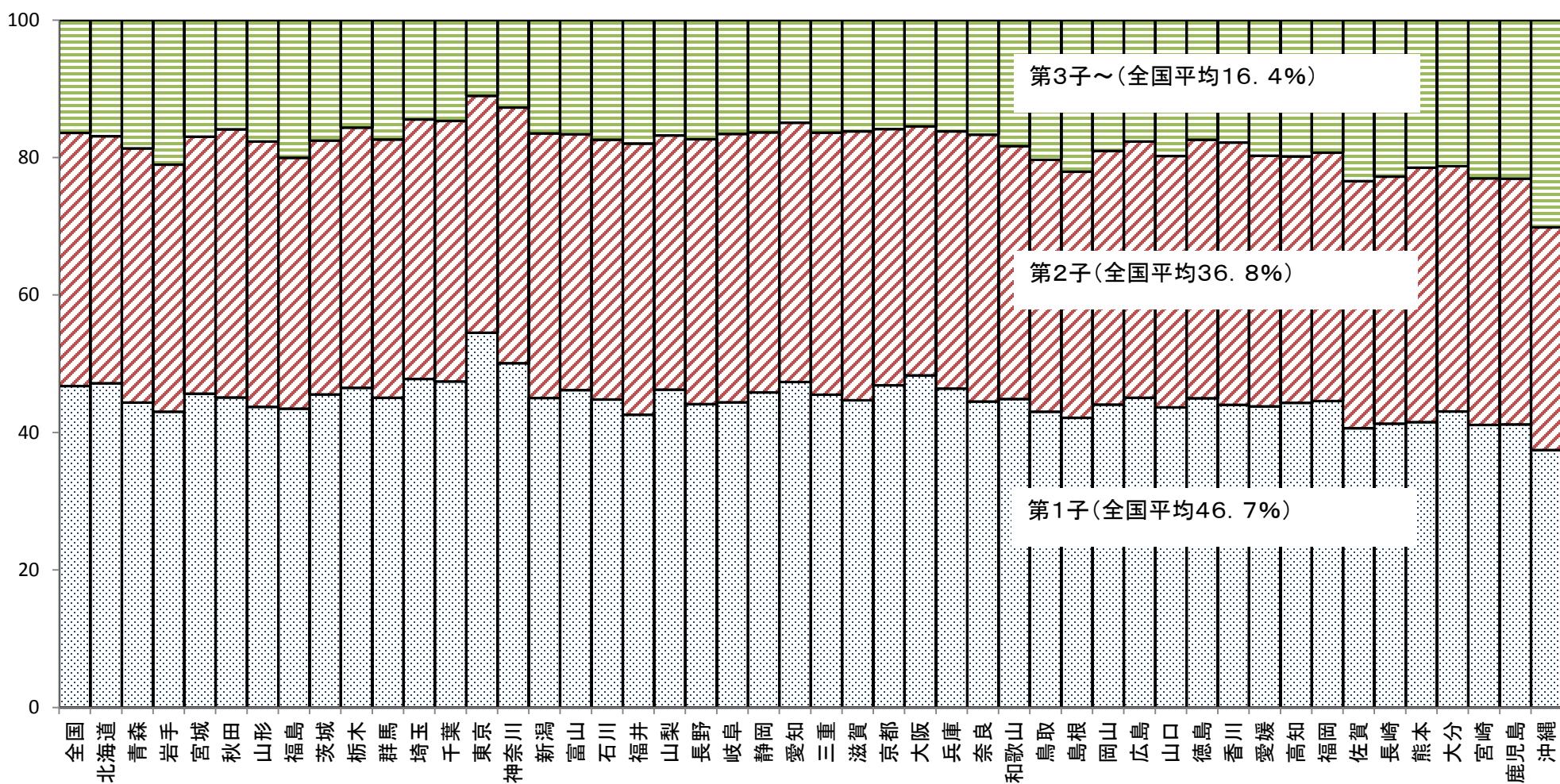
# 少子化対策に関する取組方針

- 第1子の壁、第2子の壁、第3子以降の壁として現状分析した上で課題を整理し、それぞれの対策を講じることが重要
- 少子化施策に係る様々な指標をレーダーチャートのようにデータ化して他都市との比較を行うなど、施策の進捗と育児のしやすい環境を「見える化」し、若い世代の移動の指標にしていくことが重要
- まずは、各自治体は、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援新制度のサービスを効果的に組み合わせていくことが求められる。
- くるみんやプラチナくるみん取得企業について、自治体としてその周知及び支援を行うための方策を検討



# 都道府県別にみた出生順位ごとの出生数の割合（2013年）

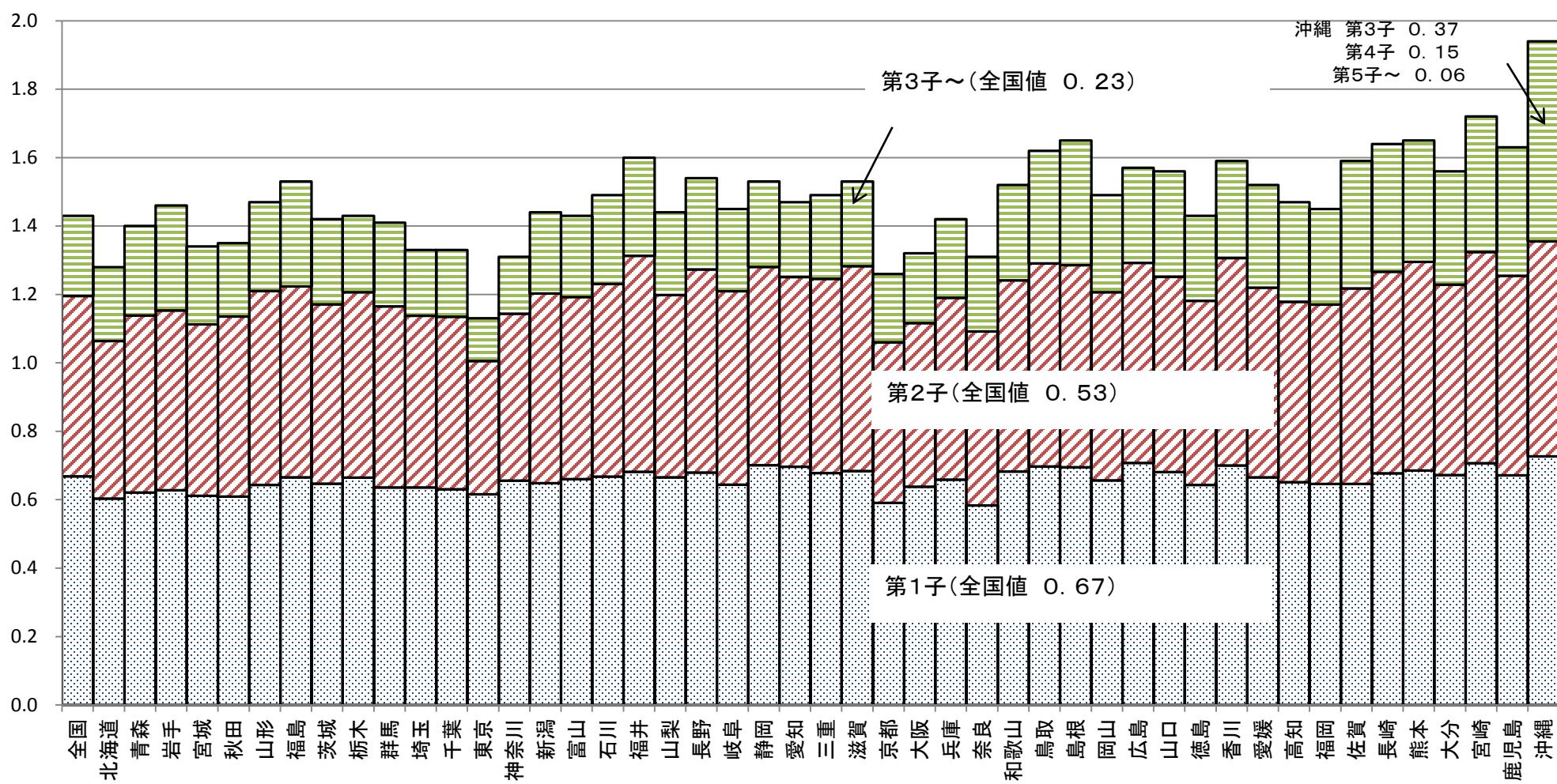
(%)



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」(2013年確報)

注：出生順位(第1子、第2子、...)とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

# 都道府県別にみた出生順位ごとの出生率推計値（2013年）



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」(2013年確報)

注1：都道府県別の合計特殊出生率に当該地域における出生順位別の割合を機械的に乗じて算出した試算値である。

注2：出生順位(第1子、第2子、...)とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

# 都道府県別にみた出生順位ごとの母の平均年齢 (2013年)

(歳)

35

34

33

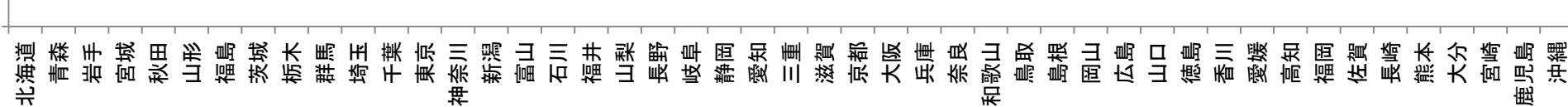
32

31

30

29

28



第3子

(第3子 全国平均33.4歳)

第2子

(第2子 全国平均32.3歳)

第1子

(第1子 全国平均30.4歳)

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」(2013年確報)

注1: 点線は全国平均を表す。

注2: 出生順位(第1子、第2子、...)とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

# 少子化対策に関する各種指標の例



下記のような指標を活用して、地域における少子化の要因等を分析・評価し、「見える化」する。

	指標	都道府県	市町村	備考
結婚	非正規雇用労働者の割合	○(5年に1度)	×	以下の指標は、国単位でのみ把握。  ・希望子ど�数 ・実際の子ど�数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	完全失業率	○	×	
	結婚支援事業の有無	○	○	
妊娠・出産	合計特殊出生率	○	○(5年に1度)	・希望子ど�数 ・実際の子ど�数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	不妊治療費の助成 ※夫婦間で行われる体外受精・顕微授精に限る	○	×	
	分娩取扱医療機関、分娩取扱助産所の数	○	×	
両立支援	保育所の待機児童数	○	○	・希望子ど�数 ・実際の子ど�数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	放課後児童クラブの利用率(登録児童数÷小学校就学児童数)	○	○	
	放課後児童クラブの待機児童数	○	○	
子育てへの不安	三世代の同居率	○(3年に1度)	×	・希望子ど�数 ・実際の子ど�数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	地域子育て支援拠点事業の実施率(人口1万人当たり)	○	○	
経済的負担	乳幼児医療費無償化	○	○	・希望子ど�数 ・実際の子ど�数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	1ヶ月当たり所得に占める家賃の割合	○(5年に1度)	×	

# 結婚支援の取組（茨城県）



- 平成18年に、全国に先駆けて県と（社）茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した「いばらき出会い系サポートセンター」において「ふれあいパーティー」の開催等を実施
- 地域における世話役として、出会い系の相談や仲介等の活動を行う「マリッジセンター」（ボランティア）を募集。656名（男322人、女334人）に委嘱。（平成25年4月末現在）
- いばらき出会い系サポートセンター利用者等による成婚数は1,200組超

いばらき  
結婚・子育てポータルサイト

ホーム | 結婚 | 妊娠・出産 | 子育て

結婚  
パートナーを探したい

いばらき出会い系サポートセンター

いばらき出会い系センターとは…。

結婚を希望する若者に「出会い系」の機会を提供するため、県と社茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した団体です。「会員登録のパートナー選びのお手伝い」や「ふれあいパーティー」の開催会員以外も参加可能です。

いばらき出会い系サポートセンター推進事務（経済や事業課）

■関連リンク

いばらき出会い系サポートセンターホームページ  
<http://www.jbcnet.com/>

お問い合わせ・プライバシーポリシー

茨城県・保健福祉局 ネットセキュリティ監査室  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
電話:029-301-3243 / フックス:029-301-3209 / E-mail:jfuku@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき結婚・子育てポータルサイト

結婚応援ナビ  
Marriage support navigation

スベシャルメッセージ  
「おはよう茨城」リポーター  
林家まる子さん  
地元アントラーズ歌手  
賀裕貴三さん  
タレント  
磯山さやかさん

出会い系から結婚生活まで  
体験エピソード満載の  
結婚応援ガイド！

▲ページトップへ

結婚応援ナビ（県作成のリーフレット）

- 「新ふくい3人っこ応援プロジェクト」として、3人目以降の子どもについて、小学校入学前までの保育料などを原則無料化
- 具体的には、保育料、保育所等での一時預かりサービスの利用料、病児保育の利用料を無料化
- 実施主体は市町で、補助率は県が1／2、市町が1／2

## 「新ふくい3人っこ応援プロジェクト」(351百万円)

市町と連携して3人っこ世帯への経済的支援をさらに強化

- ・保育所・幼稚園の保育料の無料化を3歳未満から小学校入学前まで拡大
- ・一時預かりサービスを小学校入学前まで1人分無料化



【参考写真】

新ふくい3人っこ応援プロジェクト(福井県報道発表資料より抜粋)

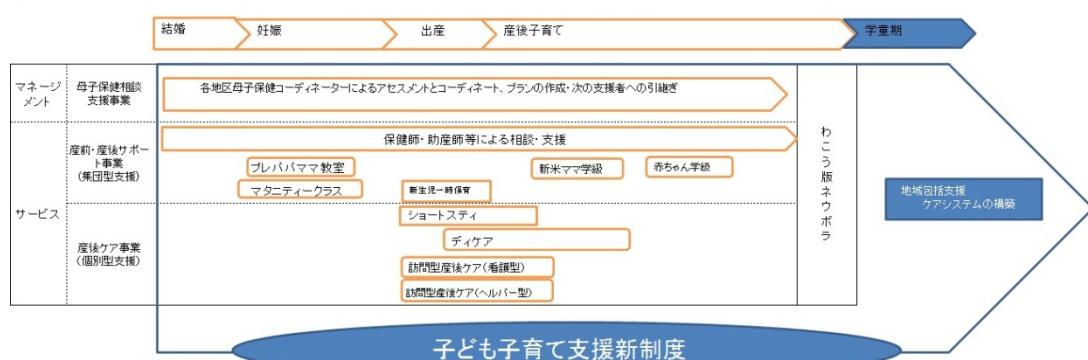
# 妊娠期からの切れ目のない支援の取組（和光市）



- 「わこう版ネウボラ」として、妊娠期から産後子育て期まで切れ目のない支援を実施
- 具体的には、「母子保険相談」、「産後ケア」、「産前産後サポート」を実施
- 市内に5つの拠点を整備

わこう版ネウボラの基本構想(和光市HPより抜粋)

「妊娠期からの切れ目のない支援～わこう版ネウボラ」の基本構想



# 事業所内保育施設の設置促進の取組（札幌市）



- 市内に新たに「事業所内保育施設」を設置する事業主に、設置費用の一部を助成
- 国の助成金を受けられない施設にも設置費用を補助（国の助成金を受ける施設には上乗せして設置費用を補助）
- 市内に事業所内保育施設を設置していること等の要件を満たす事業主を表彰

札幌市の事業所内保育施設費用の補助額(札幌市HPより引用)

	国の助成金	札幌市の補助金
国の助成金を受けない場合	—	対象経費の4分の3 (上限500万円)
国の助成金を中小企業として受ける場合	対象経費の3分の2 (上限2,300万円)	対象経費の12分の1 (上限500万円)
国の助成金を大企業として受ける場合	対象経費の3分の1 (上限1,500万円)	対象経費の4分の1 (上限500万円)

# 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針



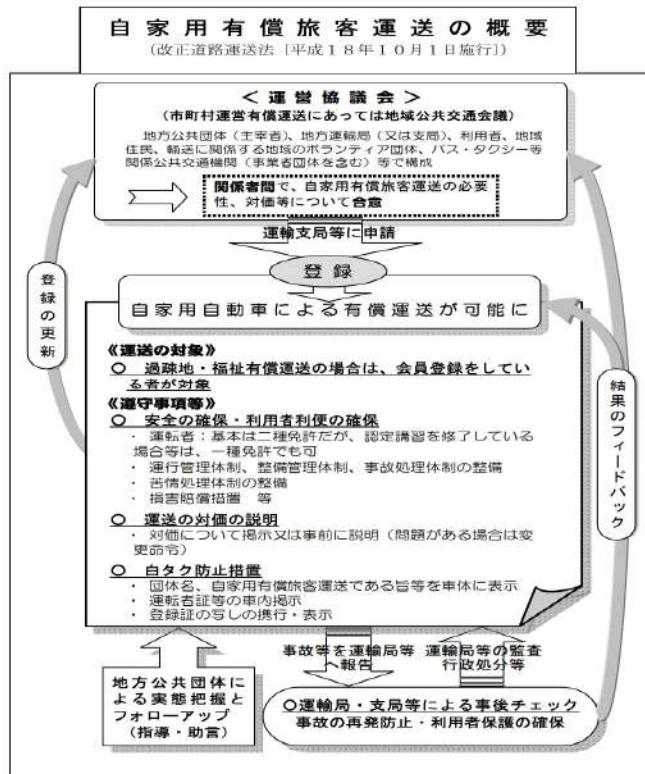
- 人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性等にも勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要。その更なる推進方策とともに、福祉サービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを厚生労働省に設置
- 地域支援事業の一環として、「福祉有償運送」のスキームを活用することなどにより、社会福祉法人等による移動支援サービス等の提供を支援
- 医療計画や介護保険事業計画と地方版総合戦略を連携させていくことが重要
- 福祉サービスの融合化を進めることにより、各サービスがコーディネートされ、ワンストップでサービス提供できる体制を構築することが必要



多世代交流・多機能型福祉拠点



- 公共交通機関によっては要介護者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合は、運輸支局長等に登録することで、NPO等が営利とは認められない対価によって個別輸送サービスを行うことが可能
- 対価については、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内であること等の基準がある

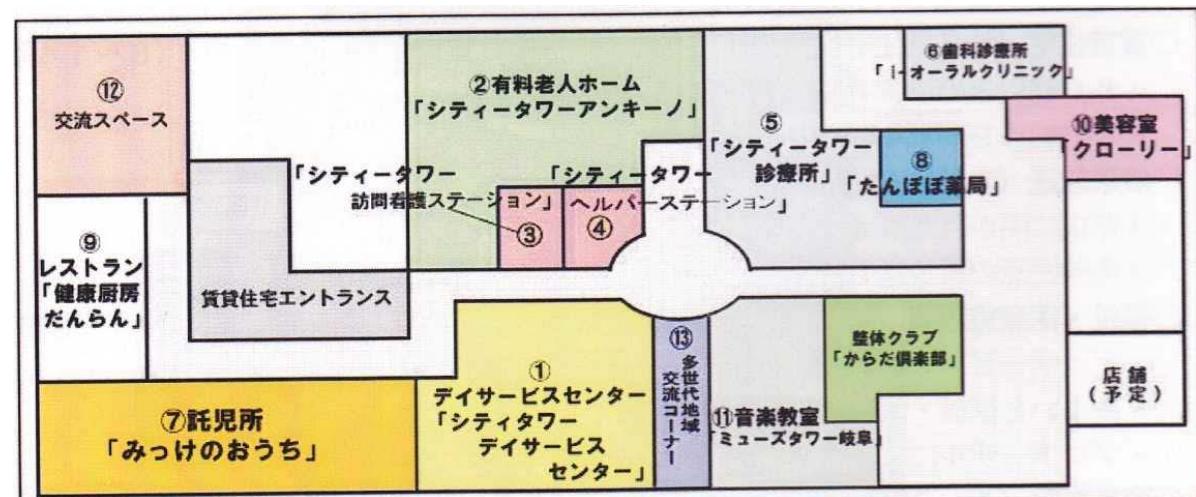


福祉車両の例(岡山県HPより引用)

# 福祉サービスの融合化の取組①（サンサンタウン）



- 岐阜県にある「岐阜シティタワー43」では、3階部分に診療所、薬局、託児所、ディサービスセンター等の様々な医療・福祉等生活支援施設が入った「サンサンタウン」を設けた。
- 同じ建物の上階に高齢者優良賃貸住宅や分譲住宅
- 同フロア内の異事業者間の連携や異なる専門職による合同での研修の実施

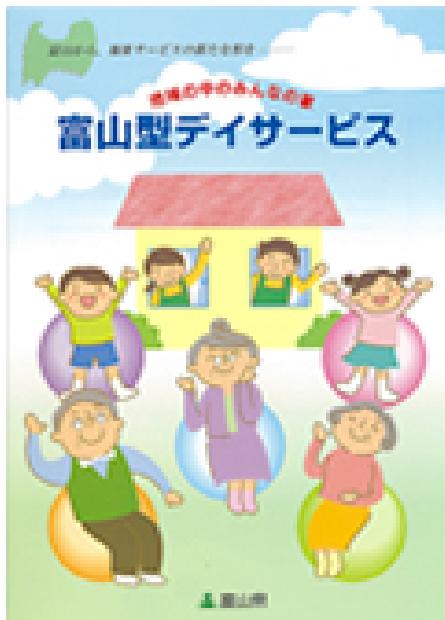


サンサンタウン

# 福祉サービスの融合化の取組②（富山型ディサービス）



- ・富山県のN P O法人等において、高齢者、障害児（者）、学童、乳幼児の預かり等、いつでも誰でも受け入れができるディサービスを実施
- ・一般住宅をベースとして、利用定員が概ね15人程度であり、家庭的な雰囲気が保たれている
- ・身近な住宅地の中に立地しており、地域との交流が多い



富山型ディサービスパンフレット



富山型ディサービスの特徴(富山県作成パンフレットより抜粋)

- ・ 株式会社コミュニティネットにおいて、子どもから高齢者までの多世代がともに暮らせるコミュニティづくりを目指し、「ゆいまーる」シリーズとして8地域でまちづくりの提案・実行を支援
- ・ 「ゆいまーる」シリーズは、団地再生型、駅前再開発型、過疎地帯策型に大別され、地域の特徴を的確に捉えて事業がなされている

 株式会社 コミュニティネット まち、住まい、ひと、住むひとの目標で、暮らしをトータルサポート。
■ ホーム ■ お問い合わせ・お申し込み

## ゆいまーるシリーズ

「100年コミュニティ」を実現します。

子どもから高齢者まで、さまざまな価値観を持つ人たちが、世代や立場を超えて、お互いの生活を尊重しながら、ともに支え合う仕組みのある「まち」づくり。それが一般社団法人コミュニティネットワーク協会が提唱する「100年コミュニティ」です。

(株) コミュニティネットはその理念を実現するため、全国で「ゆいまーるシリーズ」の事業主体として100年コミュニティづくりを進めています。

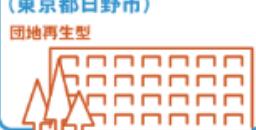
**ゆいまーる伊川谷**  
(兵庫県神戸市)  
駅前再開発型



**ゆいまーる那須**  
(栃木県那須町)  
過疎地再生型



**ゆいまーる多摩平の森**  
(東京都日野市)  
団地再生型



**ゆいまーる聖ヶ丘**  
(東京都多摩市)  
団地再生型



**ゆいまーる拝島**  
(東京都福生市)  
駅前再開発型



**ゆいまーる厚沢部**  
(北海道檜山郡厚沢部町)  
過疎地対策型



**ゆいまーる中沢**  
(東京都多摩市)  
団地再生型



**ゆいまーる高島平**  
(東京都板橋区)  
団地再生型



ゆいまーるとは、沖縄の言葉で、「助け合い」を意味します  
(結い=協働、まーる=順番)。  
私たちが目指している暮らし方  
・生き方を表す言葉と考え、  
ゆいまーるシリーズと  
名づけました。

# 厚生労働省としての地方創生の基本的指針に係る施策・事例（サポートプラン別添）



## 別添

### 厚生労働省としての地方創生の基本的指針に係る施策・事例

事項	施策・事例
I. 就用制度・雇用対策に関する取り組み方針	
① 産業・雇用創出	<p>地域の歴史・文化、地理的特性、資本や労働等の既存資源等の現状の把握・分析。地域固有の比較優位性を備えた競争力のある産業分野の選定。</p> <p>ドイツにおける都市再生（比較優位な地域資源を分析し最大限活用した事例）  <a href="http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/130926_iwamoto.pdf">http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/130926_iwamoto.pdf</a></p> <p>徳島のIT企業誘致（全国トップクラスの情報通信インフラを活用した企業誘致）  <a href="http://www.pref.tokushima.jp/promoting/special-johotusin.html">http://www.pref.tokushima.jp/promoting/special-johotusin.html</a></p>
外部の目利きのできる人材の活用	<p>地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員・外部専門家（総務省HP）  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyouseicengyouseij/02gyosei08_03000073.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyouseicengyouseij/02gyosei08_03000073.html</a></p>
地域資源の掘り起こしやその活用による産業興し・雇用創出についての好事例	<p>地域雇用対策 パッケージ関連事業  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048519.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048519.html</a></p> <p>地域社会雇用創造事業（内閣府HP）  <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai11/koyou/chikiichi.html">http://www5.cao.go.jp/keizai11/koyou/chikiichi.html</a></p>
地域の産業・雇用創出をマネジメントするための「産官学金労」等が連携した組織の整備、経済圏域を牽引出来る産業・雇用創出という観点に基づいた雇用政策	<p>航空宇宙産業クラスター（特区推進協議会を産官学金労で構成）  <a href="http://www.pref.aichi.jp/kikaku/sogotoku/system/files/download_02.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kikaku/sogotoku/system/files/download_02.pdf</a></p> <p>神戸医療産業都市（日本最大のバイオメディカルクラスターに成長）  <a href="http://www.kobe-lsc.jp/develop">http://www.kobe-lsc.jp/develop</a></p> <p>コマツ（本社機能を東京から小松市へ移転。第2回まち・ひと・しごと創生に関する懇談会資料5）  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kondankai/da12/gijisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kondankai/da12/gijisidai.html</a></p>
地域の今後の展望を踏まえた産業創出・雇用創出（暮らしを支える分野の充実）	<p>厚生労働省の実践型地域雇用創造事業  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048510.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048510.html</a></p>
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の活用	<p>27年度税制改正要望（雇用促進税制の見直しなどによる地方拠点強化税制の創設）</p> <p>○厚生労働省HP：雇用促進税制の拡充  <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutukatsukan-Sanjiikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000055688_3.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutukatsukan-Sanjiikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000055688_3.pdf</a> (p.4)</p> <p>(参考) 経済産業省HP：地方拠点強化税制の全体像  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukodou/02.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukodou/02.pdf</a> (p.18~20)</p>
地方出身の若者や地方大学の学生の地方企業への就職促進	<p>地城しごと支援事業（地城住民支援交付金のメニュー一例）  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/seikatsusien/dailisiryou8.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/seikatsusien/dailisiryou8.pdf</a> (p.14)</p>
都市部の大学等から地方企業への就職を促進	<p>厚生労働省の「地城しごと創生プラン」による地方就職希望者の掘り起こし（H27予算案に新規に盛り込まれたもの）  <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokanyosan/dl/gaiyo-06.pdf">http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokanyosan/dl/gaiyo-06.pdf</a> (p.6)</p>
地方企業や大学と連携した地域人材育成	<p>移住相談をワンストップで対応する高知県の取組（移住・交流コンシェルジュ）  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iu/concierge.shtml">http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iu/concierge.shtml</a></p> <p>若者雇用に係る厚生労働省の支援（地方の中小企業の魅力を発信する若者応援企業宣言の活用、全国の新卒応援ハローワーク等を通じた学卒者募集など）  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouroudou/koyoujiiyoumushi/page07.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouroudou/koyoujiiyoumushi/page07.html</a></p>
「仕事」「住まい」「暮らし」をセットで提供するUIターン支援	<p>厚生労働省の人材地方移動支援  <a href="http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/chihou_ido/">http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/chihou_ido/</a></p> <p>島根のUIターン（くらしまねっと）  <a href="http://www.kurashimanet.jp/">http://www.kurashimanet.jp/</a></p>

II. 少子化対策に関する取り組み方針	
① 子育て支援	<p>結婚を希望する者への出会いの場の提供          いばらき出会い系サポートセンター推進事業  <a href="http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage01/">http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage01/</a></p>

# 厚生労働省としての地方創生の基本的指針に係る施策・事例（サポートプラン別添）

		<p><a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou/k_2/pdf/s7.pdf">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou/k_2/pdf/s7.pdf</a> 各都道府県の結婚支援について <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou/k_2/pdf/s6-2.pdf">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou/k_2/pdf/s6-2.pdf</a></p> <p><b>多子世帯に重点化した経済的支援（保育料の軽減等）</b>  <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw10/hw10_000000071.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw10/hw10_000000071.html</a>          福井県（第3子以降の経済的支援）  <a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/threecchildren/sanninko-project.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/threecchildren/sanninko-project.html</a></p>
		<p><b>企業の福利厚生を活用した経済的支援（育児休業給付の上乗せ等）</b>  <a href="http://www.dakin.co.jp/press/2007/070528/">http://www.dakin.co.jp/press/2007/070528/</a>          厚労省の育児休業給付の引き上げ  <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuiouhou-1160000-Shokugyouanteiyoku/0000042797.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuiouhou-1160000-Shokugyouanteiyoku/0000042797.pdf</a></p> <p><b>新制度における多様な保育サービスの効果的な組み合わせ</b>  <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/</a>          地域の少子化対策について  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kihonseisaku/dail/s6.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kihonseisaku/dail/s6.pdf</a></p> <p><b>近隣自治体と連携した保育基盤整備</b>  <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h240918/pdf/s9-10.pdf">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h240918/pdf/s9-10.pdf</a></p> <p><b>企業とも連携した受け皿整備（事業所内保育所の設置など）</b>  <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/d1/hoiku-rifuru.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/d1/hoiku-rifuru.pdf</a>          札幌市の事業所内保育施設設置促進事業（国の補助金に上乗せ）  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/wlb/hoiku.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/wlb/hoiku.html</a></p> <p><b>地域の小児・周産期医療の確保等も含めた包括的な子育て支援環境の整備</b>  <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26webhonpon/html/b2_s2-3-1.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26webhonpon/html/b2_s2-3-1.html</a></p> <p><b>「子育て世代包括支援センター」等のワンストップ拠点整備</b>  <a href="http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/ninshin-shususan/neuyola.html">http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/ninshin-shususan/neuyola.html</a>          名張版ネウボラ  <a href="http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000031500/149000850-11-2-3.pdf">http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000031500/149000850-11-2-3.pdf</a>          浦安市子育てケアプラン  <a href="http://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project_page/_001/003/591/keikakugaoyounado.pdf">http://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project_page/_001/003/591/keikakugaoyounado.pdf</a></p> <p><b>子育て支援環境に関するデータの「見える化」</b>  <a href="http://www.stepon-contents.jp/contents/special/archives/024307.html">http://www.stepon-contents.jp/contents/special/archives/024307.html</a></p> <p><b>施設や人材の合理化・効率化</b>  <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h240918/pdf/s9-10.pdf">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h240918/pdf/s9-10.pdf</a></p> <p><b>親世代の住み替え支援による同居・近居の実現</b>  <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sumikae/sumikae_top.htm">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sumikae/sumikae_top.htm</a>          移住住み替え支援機構の取り組み(50歳以上のシニアを対象にマイホームを借り上げ、賃貸住宅として転貸するシステム)  <a href="http://www.jt-i.jp/">http://www.jt-i.jp/</a></p>
② ワークライフバランス		<p><b>企業と連携したワークライフバランス実現に向けた取り組み（朝型勤務時間の設定、コンプレストワーキークイック、テレワークなど）</b>  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouroudou/roudoukiun/shigoto/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouroudou/roudoukiun/shigoto/index.html</a></p> <p><b>男性の育児休業の取得促進に向けた施策（パパバクタータ制度など）</b>  <a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/dl/h0701-6a_0004.pdf">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/dl/h0701-6a_0004.pdf</a>  <a href="http://ikumen-project.jp/index.html">http://ikumen-project.jp/index.html</a></p> <p><b>リーディングカンパニーの先駆的な取り組みを分析し、企</b>  <a href="http://www.ryouritsu.jp/bn02.html">http://www.ryouritsu.jp/bn02.html</a></p>

業に広く普及		
<b>III. 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取り組み方針</b>		
① 医療・介護	医療と介護の一体化の改革（厚労省HP） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html</a>	富山市マスター・プラン（コンパクトシティの例） <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000997707.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000997707.pdf</a>
	コンパクトシティの形成（市役所、医療、福祉、商業、教育等の都市機能や居住機能を都市の中心部や生活拠点等に誘導） <b>安心を支える「生活支援」</b>	豊中市安心生活創造事業 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000waqz-att/2r9852000000watv.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000waqz-att/2r9852000000watv.pdf</a>
	地域包括ケアシステムと地域医療構想の具現化	厚労省の地域医療介護総合確保基金 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068065.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068065.html</a>
	高齢者等の所有する戸建て住宅等を子育て世帯等へ賃貸することの円滑化	国交省の住み替え支援事業（再掲） <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sumikae/sumikae_top.htm">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sumikae/sumikae_top.htm</a> 移住住み替え支援機構の取り組み（再掲） <a href="http://www.jt-i.jp/">http://www.jt-i.jp/</a>
	高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え（都市部から地方への早めの住み替えなど）	ゆいまーる那須など（株式会社コミュニティネット「ゆいまーるシリーズ」） <a href="http://www.google.co.jp/url?sa=t&amp;rct=j&amp;q=&amp;esrc=s&amp;source=gah&amp;cd=3&amp;ved=0CCMQFJAC&amp;url=http%3A%2F%2Fwww.murec.jp%2Fuploaads%2F2014%2F05%2F20%2Fkoukai_140513_c10.pdf&amp;ei=2ArrViiHIXEaX12ogQWwusgg-AFQICNFS3EFLGZ/vqArYhAucnSpau81Rgs&amp;ig2=ByXsk4y641rHW6rYUq1Qnpgbvym-bv,86475890,d,dGy&amp;cad=rja">http://www.google.co.jp/url?sa=t&amp;rct=j&amp;q=&amp;esrc=s&amp;source=gah&amp;cd=3&amp;ved=0CCMQFJAC&amp;url=http%3A%2F%2Fwww.murec.jp%2Fuploaads%2F2014%2F05%2F20%2Fkoukai_140513_c10.pdf&amp;ei=2ArrViiHIXEaX12ogQWwusgg-AFQICNFS3EFLGZ/vqArYhAucnSpau81Rgs&amp;ig2=ByXsk4y641rHW6rYUq1Qnpgbvym-bv,86475890,d,dGy&amp;cad=rja</a>
	介護支援ボランティアボイン	福島市介護支援ボランティア制度 <a href="https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/kaigohoken/kaigosine/index.html">https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/kaigohoken/kaigosine/index.html</a>
	社会福祉法人等による移動支援サービス等の提供（福祉有償運送）のスキームの活用など	福祉有償運送（岡山県） <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/334378.html">http://www.pref.okayama.jp/page/334378.html</a>
	スマートウェルネスシティの構築	Smart Wellness City Project <a href="http://www.swc.jp/">http://www.swc.jp/</a>
② 福祉	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など厳割りで提供されている福祉サービスの融合化	新生会サンビレッジ岐阜「サンサンタウン」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000372ui-att/2r985200000372ui.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000372ui-att/2r985200000372ui.pdf</a> 富山型デイサービス <a href="http://www.toyama-kyosei.jp/pamphlet/">http://www.toyama-kyosei.jp/pamphlet/</a> フィンランドのラヒホイタヤ（職種統合の例） <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukouyou/suisintem/F_kaihoga_dai2/siryou2.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukouyou/suisintem/F_kaihoga_dai2/siryou2.pdf</a>
	中山間地域における「小さな拠点」の形成	高知県の「小さな拠点」整備の例 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/files/2014042500174/141022sousei.pdf">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/files/2014042500174/141022sousei.pdf</a> 被災地における「地域共生拠点」整備の例 <a href="http://www.murec.jp/uploads/2013/04/koukai130424_01.pdf">http://www.murec.jp/uploads/2013/04/koukai130424_01.pdf</a>
	生活困窮者対策における働く場等の開発	生活困窮者自立支援制度（厚労省HP） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html</a> 銚子市自立支援プログラム <a href="http://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/seikatsuhogu/0005.html">http://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/seikatsuhogu/0005.html</a>
	医福食農連携	農林水産省HP（医福食農連携） <a href="http://www.maff.go.jp/j/keikaku/ifukushokunou.html">http://www.maff.go.jp/j/keikaku/ifukushokunou.html</a>
	教育との連携	「りぶりんと」（学校等における高齢者の読み聞かせの例） <a href="http://www2.tmg.or.jp/healthpromotion/reprints/about.html">http://www2.tmg.or.jp/healthpromotion/reprints/about.html</a>

# 厚生労働省まち・ひと・しごと創生 サポートプラン

---

～頑張る地方を応援します～

まち・ひと・しごと創生政策検討推進本部  
平成27年3月13日

## はじめに

- 人口減少克服と地方創生は雇用対策、少子化対策、医療・介護サービス等を所管する厚生労働行政と密接に関わるものであり、政府全体で取り組むべき課題ではあるが、厚生労働省が主体的に取り組むべき重要政策テーマである。
- 人口減少克服と地方創生は日本の未来のために何としても成し遂げなければならない課題である。これらを実現するためには「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）の策定が重要であり、厚生労働省としては、適切にコンサルテーションを行っていく必要がある。
- このため、厚生労働省では、「まち・ひと・しごと創生政策検討推進本部」（本部長：塩崎厚生労働大臣）の下に、若手職員を中心とした「地方創生への対応のための検討チーム」（座長：橋本厚生労働大臣政務官）を設置して昨年11月以降8回にわたって議論を重ね、厚生労働省としての人口減少克服、地方創生への対応に関する基本的な考え方をとりまとめた。
- 本報告書は、地方版総合戦略の立案や地方の取組について厚生労働省関係の施策の相談窓口となる、地方創生コンシェルジュがコンサルテーションを行う際の指針ともなるものである。
- また今後「地方版総合戦略」を策定する自治体の方々にも是非参考にしていただきたいと願っている。
- 地方創生は、自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指すものである。また、地方創生を実現し、地方の人口減少・若年層の人口流出に歯止めがかかるとともに地方への人口の還流が起きることで、地方が先行して若返っていくことにより、活力ある地域社会を創生していくことが期待される。
- 厚生労働省としては、こうした取組を進めるために、平成26年度補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金（以下「地域住民支援交付金」という。）を活用した事業をはじめとする施策を進めるとともに、現在進めている地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想の推進等を着実に進めることができると必要である。また、より長期的な視点で考えた場合、人口減少局面を念頭に置きつつ、有機的・総合的な地域づくりのための施策展開と自治体支援が求められる。

## 1. 総論

### (1) 予想される将来像と基本的考え方

- 日本は急速に少子高齢化が進行し、2008年以降は人口減少局面に入っている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位）推計<sup>1)</sup>によれば、2060年には人口が8,674万人まで減少し、高齢化率は2013年の25.1%から2060年には39.9%となると推計されている。また、これに伴い、労働力人口も大幅に減少すると推計されている。
- 人口減少は、①若年人口は減少するが、老年人口は増加する時期、②若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期、③若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期、の3段階でみることができる。その状況は地域によって大きく異なっており、東京都区部等は①の段階に、人口5万人以下の地方都市は②の段階に、過疎地域の市町村は既に③の段階にある。
- このような少子高齢化・人口減少の地域的な時間差のある進展により、地方の経済雇用基盤の崩壊や社会保障制度の持続可能性の確保が困難になるといった種々の悪影響が生じることが考えられる。
- 地方においては、人口減少がこのまま進むと、2050年には、現在人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されている<sup>2)</sup>。
- また、地方から大都市圏、とりわけ東京圏への若年層の人口移動が生じており、このまま東京圏への一極集中が続けば、地方における上記の様な問題のみならず、①出生率が低い東京圏へ若年層が集中することによる人口減少の更なる進行、②これまで東京圏へ流入した人口が高齢化する時期を一気に迎えることによる医療・介護ニーズの急激かつ大幅な増大とこれによる施設や人材の不足などの問題も生じると考えられる。

<sup>1)</sup> 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、出生、死亡それぞれについて、高位、中位、低位の3通りの仮定をおいた複数の推計が行われており、そのうち出生についても死亡についても中位の仮定を用いた推計。

<sup>2)</sup> 「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」（平成26年7月 国土交通省）

○このような、人口減少克服・地方創生という構造的な課題に対処するためには、国と地方が、国民とともに今後の見通しや基本認識を共有しながら総力をあげて取り組むことが重要であり、その際には地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが不可欠である。

## (2) 自立性、多様性のある地方社会の創生に向けた取組

○人口減少と東京一極集中に歯止めをかけるためには、地方への「ひと」の流れを創り出すことが必要である。このためには、地方に「しごと」をつくり、地方へ「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える「まち」が活性化する好循環・相乗効果が重要である。この過程では、若い世代の希望を実現するという視点が重要である。

また、これまでの施策が具体的効果を生み出せなかつた原因を詳細に吟味し、その上で個別施策の羅列ではなく、個々の施策が有機的に関連づけられることが必要である。

### (好循環の例)

- ・優秀な技術系人材の確保→メーカー企業の誘致→新たな雇用の創出→人口の流入・定着→周辺地域のサービス産業の興隆→生活環境の整備
- ・介護予防ニーズの掘り起こし→買い物支援・フィットネス事業→元気な高齢者の増加（介護給付費の減少）→街・商店街の活性化
- ・企業の子育て支援→優秀な人材の確保→企業の生産性向上→人口の流入・定着→街の活性化

○これら的好循環・相乗効果を創り出すためには、建物やインフラ等のハードの充実に頼るのではなく、まずは、産業や教育、福祉サービス等のソフト面を確立・充実させることが重要である。これまで行ってきた地域活性化策の課題等を踏まえ、その結果を検証し、取組に反映させるとともに、その地域の分析を行い、歴史・文化、地理的特性、資本や労働力等の既存資源等、現状を正確に分析・把握した上で、これらを活かす形で戦略的な将来ビジョンを各自治体が主体的に作成することが不可欠である。

○将来ビジョンを検討する際には、未来の担い手である若者に、地域のことを主体的に考える機会を与え、自らが地域作りの担い手となる意識を醸成していくことも一つの方策である。その

際、各種計画策定に当たって地域の大学等と連携し、その学生等にも参画を求めることも考えられる。

○また、地域づくりの担い手としては、市民が主体的に参加する非営利法人や商店街、町内会といった地域組織、営利企業、公的機関等が総出で取り組むことを考える必要がある。

○これらの作業は一つの自治体だけで完結できるとは限らない。各自治体が相互に地域連携することも必要である。地域連携にあっては、都道府県や連携自治体間で各地域の産業・雇用の状況、子育て環境の状況、医療・介護・福祉の状況を踏まえ、サービス提供の効率性などを勘案し、融合化・コンパクト化（住民やサービスの集積化）・ネットワーク化を進めていくことが求められる。

#### （地域連携のイメージ）

- ・広域ブロック単位の地方中核都市<sup>3</sup>が雇用を生み出す産業拠点となるべく、そこに資源や政策を集中的に投入。それに接する各地域の生活経済圏がネットワーク的に結びつき、経済社会面で互いに支え合う有機的な集積体を構築。
- ・周辺地域には、安心して結婚、出産、子育てが可能な住環境、必要な医療・福祉環境を整備。若者世代の移住、定住を促進。人口の定着・増加のサイクルを構築。
- ・山間地の集落・郡部は、相当程度の人口減少が避けられないものの、上記周辺地域のネットワークを通じて、必要なサービスを確保。コンパクト化しつつ生活基盤のメンテナンスを図る。

○高齢者、障害者、子ども等分野横断的に多職種が協働する仕組みを作り、地域の現状・課題の把握や対策の検討、実施した施策の評価を進めることも必要である。なお、国としても、内閣に設置されたまち・ひと・しごと創生本部を中心に、省庁横断的に対策を推進していく。

○また、取組にあたっては、総合戦略にも盛り込まれた、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則<sup>4</sup>に沿った対応やP D C Aサイク

---

<sup>3</sup>地方圏（東京圏、関西圏、名古屋圏の三大都市圏以外の地域）における県庁所在市や人口が概ね30万人以上の都市

<sup>4</sup>まち・ひと・しごと創生に関する政策を検討するに当たっての原則で、①自立性（自立を支援する施策）、②将来性（夢を持つ前向きな施策）、③地域性（地域の実情等を踏まえた施策）、④直接性（直接の支援効果のある施策）、⑤結果重視（結果を追求する施策）の5つ。

ルの確立が極めて重要である。

- 厚生労働省としても、「まち・ひと・しごと創生政策検討推進本部」を中心に、部局横断的に取り組むとともに、地方創生コンシェルジュによる支援や、地方厚生局、都道府県労働局の主体的発案等により、地方の取組を全面的に支援していく。
- その際、優れた地方版総合戦略を作成した自治体に対して政策的なインセンティブ付けを行うことも今後検討する。

## 2. 各論

### I. 雇用制度・雇用対策に関する取組方針

#### (1) 総論

- 人口減少と東京一極集中に歯止めをかけるためには、地方に安定した雇用を創出し、若い世代も含めて、地方に住み、働く環境を整備することが、何よりも重要である。その際、①地域を牽引できる産業・雇用創出を図る一定規模の地域（地方中核都市）とその周辺地域、②人手が不足している中で地域を維持するための産業・雇用創出を図る地域に大別して考える必要がある。
- 地域を牽引できる産業創出・雇用創出のためには、地方中核都市がその周辺地域と連携し、まずは綿密な地域分析を行った上で、産業・雇用創出の戦略を検討し、産・官・学が一体となって取り組む必要がある。
- 地方中核都市に成長力のある産業・企業を誘致するためには、優秀な人材を確保することが必要である。よって、専門性のある高度人材確保や人材育成のために、人的及び財政的資源を重点的に投入すべきである。
- 従前、一部の自治体は産業・企業の誘致のために、固定資産税の減免など地価に対する支援策を打ち出してきたが、こうした支援では他の自治体との差別化が図れず、産業・企業を誘致し、その地域に根付かせることは困難である。企業にとっても本社や事業所を移転する決定的な理由にはなりにくい。
- したがって、単に雇用の観点だけではなく、「ひと」の移動を確実なものとし、そこでの定着・暮らしを実現するため、若者の暮らしや、子育て、介護のしやすさなどを良くする観点から職場定着支援・働きやすさを追求していくことも必要である。

- その際、自治体と企業の連携を強化し、働きやすさや暮らしやすさを積極的にアピールする観点から、自治体が企業と人材育成支援等の人材確保策や育児休業の取得促進等の働き方の見直しに関する連携協定（覚書）を提携し、当該自治体の HP で PR するなど、自治体から積極的に働きかけることも重要である。
- 地域に人材が定着するためには、地域の強みや特性を活用して、都市部ではない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供し、それをアピールすることを考える必要がある。
- 生活面でのメリットについては、実質可処分所得の地域別モデルケースを作成し、地方で暮らすことでどれだけ家計的に豊かになるかを示すことも一つの方策である。
- 一方、地域を維持するための産業・雇用創出を図る地域にあっては特に、テレワークを活用して周辺地域に定住したまでの就労を支援することや高齢者の就労を進めることなど地域の活性化に資する相乗効果を生み出すことを検討する必要がある。

## (2) 産業・雇用創出

- 各自治体は、地域の歴史・文化、地理的特性、資本や労働力等の既存資源等の現状を把握・分析した上で、地域固有の比較優位性を備えた競争力（強み）のある産業分野を選定し、育成することが求められる。その際には、地元の魅力や強みは地元の人たちだけでは必ずしも発見、認識できない場合もあることから、外部の目利きのできる人材を活用することも考えられる。外部の人材の活用やその定着支援にあたっては、ハローワークと連携して行うことも重要である。
- 例えば、IT 系人材が豊富なことやブロードバンド環境が優れていることを活用して、IT 企業を誘致する、地域の優れた農林水産資源や観光資源を組み合わせて活用して、魅力的な食や観光パッケージを提供するなど、コアコンピタンス（他を上回る能力を有する分野）を決めていき、それが他地域との関係で優位な差別化が出来ていることを確認するといったことが考えられる。
- また、優れた住環境と IT を活用し、創意的な人材を誘致するなど、離島など遠隔地のハンデを強みにすることも考えられ

る。その際、都道府県労働局やハローワークなど国の出先機関の保有する産業・雇用に関するデータや人材確保のノウハウを積極的に活用する等の連携も不可欠である。また、地域資源の掘り起こしやその活用による産業興し、雇用創出については全国の好事例も参考に検討することも考えられる。

- 競争力のある産業分野を選定した後には、地域の産業・雇用ビジョンを策定し、地域を牽引していくために必要とされる企業や人材の質や量と現在の企業と人材の質や量とを比較して、不足するコンテンツや課題を明確にし、必要な雇用を創出するための取組を行うべきである。また、このような考え方の下に「地域経済分析システム<sup>5</sup>」を活用した地域分析を行うべきである。
- 上記の分析結果を踏まえ、地域に産業を興し、知識や人材を集積させていくために、地域の産業・雇用創出をマネジメントするための「産（事業主団体）官（自治体、国の出先機関）学（大学、専門学校、教育訓練施設）金（銀行、信用金庫）労（労働団体）」やNPO、ボランティア、地域の青年会などの若者グループ等が連携した組織を整備することが必要である。
- 産業興しや雇用創出に当たっては、地域住民支援交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業のほか、各省庁のハード、ソフトの補助金等の支援を組み合わせて最大限活用することが考えられる。
- また、地域の魅力を発信することで、国境を越えて、アジアも含めた海外資本や大学で働く研究者等の高度人材等の「ヒト・モノ・カネ」を呼び込み、地域の活性化につなげることも考えられる。さらに、アジアへの販路開拓や観光客誘致など新興国の経済成長を地域の経済・雇用に取り込む発想も重要である（在外公館、JETRO、海外協力隊OBなどの活用）。
- 地方中核都市においては、その周辺部も含めた経済圏域を牽引出来る産業・雇用創出が必要であり、そのような観点に基づいた雇用対策を重点的に講ずるべきである。他方、その周辺地域

---

<sup>5</sup>地域経済に関連する様々なビッグデータから、都道府県・市町村の産業や企業の実態、観光客の流れ、人口の現状と将来等を、わかりやすく「見える化」するシステム

においては、地方中核都市の産業と有機的に結びついた雇用の創出が必要である。

- 周辺地域の自治体にあっては、既存の地域の産業・雇用の状況に加え、地域の今後の展望を踏まえた産業創出・雇用創出を図る必要がある。例えば、地方中核都市で働く者の暮らしを支援する地域として位置付けるという観点から、地域の子育て、医療、介護、福祉という暮らしを支える分野の充実を図るために雇用創出を考える必要があるのではないか。その際、高齢者や障害者の就業を活用することも必要である。
- 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置が創設されることに伴い、これを活用し、企業の本社機能の強化や大都市圏からの本社機能や事業所の移転により、地方の雇用創出を促進することが必要である。
- 優秀な人材の活用先として、働く場としての自治体の活用も考えられる。その際、自治体での魅力的な働き方、ミッションの提供も検討すべきである。
- これらの取組を進めるため、地域住民支援交付金を活用し、地域の産業・企業ニーズに応じた人材の育成や、魅力ある職場作りに取り組む企業の支援を行うとともに、自治体と企業の連携協定などにより、相互のメリットを提供すべきである。また、（長期にわたり）産業・雇用を維持していくために、いずれは、企業等の民間主体のみで自立的に動く仕組み作りを考える必要がある。

### (3) 人材確保・人材育成

- 地方で雇用を創出する際には、本社機能の移転を含む企業誘致や産業集積等を実現することが有効と考えられるが、そういうふたケースにおいては、企業は工場や事業所を立地する際、「人材の質・量」も重視していることから、人材政策にフォーカスし、地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援等に取り組むことが重要である。このような観点から「地域しごと人材支援センター」「プロフェッショナル人材センター」等を活用すべきである。

- 地方から都市部への人材流出に歯止めをかけるために、地方出身の若者や地方大学の学生の地方企業への就職促進だけではなく、都市部の大学等から地方の企業への就職を促進することも必要である。このため、自治体は、全国ネットワークを有する都道府県労働局と連携して若者の就職促進を図るとともに、地方の企業や都市部の大学と連携して人材を育成していくことが求められる。また、地方の高校生、大学生が具体的な将来の仕事と暮らしをイメージできるようにすることが求められる。
- 地方へ UI ターンした者の定住を促進するためには、「仕事」「住まい」「暮らし」をセットで提供できることが重要である。このため、全国移住促進センター（仮称）や地域しごと支援センター（仮称）を活用して、職業紹介、空き家・不動産情報の提供、医療・福祉・子育て・教育などの生活情報の提供などに取り組むことが必要である。
- また、大都市圏等から自治体が求める人材を確保するに当たっては、現在東京都（品川）と大阪府（難波）のハローワークに設置されている地方就職支援コーナーとの連携、マッチング事業者との協定締結と連携等が有効である。
- 人口減少が著しい自治体にあっては、特に人の暮らしを支える医療、介護、福祉分野など地域の住民サービス基盤の維持が課題となってくる。このため、医療、介護、福祉分野における人材確保にも喫緊に取り組む必要がある。
- 人材育成に当たっては、地域の大学と連携し、大学の得意分野も活かした人材育成を推進することが重要である。また、都道府県労働局と連携し、地域の実情に応じた働き方の見直しを行い、職場環境の改善を図ることも積極的に行うべきである。
- その際、「地域経済分析システム」を活用した地域分析に従い、求める人材の能力を明確にした上で、民間の職業訓練機関等、地域の職業訓練機関を活用することが必要である。国としても、各地域が求める人材育成が適切かつ効率的に実施されるよう、支援することが求められる。これについては、地域住民支援交付金の「地域しごと支援事業」において、地方版総合戦

略に盛り込まれる人材確保や人材育成の取組を支援することとしており、積極的な活用が望まれる。

○また、地元の教育資源の活用のみ考えるのではなく、都市部や先進地の教育資源や企業などへの研修、派遣も検討すべきである。他方で、外部の教育、訓練ができる人材を誘致することも考えられる。

○専門的な職業能力開発等を通じた、サービス産業の生産性の向上や、今後ますます高度化すると考えられるロボット技術等によって雇用を奪われることのない、高付加価値を生み出すことのできる人材の育成も重要である。

○日本の将来を担う子供達の将来が、その産まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域の実情も踏まえ、ひとり親家庭の親の学び直しやその子供への学習ボランティアの充実等の支援を組み合わせて実施することにより、地域を支える未来の人材への投資を行うことが重要である。

#### (4) 多様な働き方の確保

○地域で産業を興し、必要な人材を確保するためにも、様々な背景や価値観を持った人々が持てる能力を存分に発揮できる環境の整備が不可欠である。その際には高齢者、障害者、若者、女性等多様な人材が定着して活躍できるよう、魅力的な働き方やライフスタイルなどを実現するべく、当事者のニーズも把握しながら検討することが必要である。

○例えば、女性の労働力を更に活用するため、子育て世帯の労働者に対する企業の両立支援の取組（男性・女性を問わない育児休暇の取得や短時間勤務の推進）が必要である。特に、子どもを持つ親が安心して働き続けられるよう、事業所内保育施設の整備等も強力に推し進めることが重要である。

○地方の企業における優秀な人材の確保や定着の実現を図るとともに、働く人のライフスタイル等に応じた働き方を通じて能力発揮が出来るようにするため、勤務地などを限定した「多様な正社員」の普及・促進、希望に応じたキャリアアップ支援や待遇改善に取り組むことが重要である。

- また、テレワークの普及促進等により、仕事と家庭の両立や通勤時間の削減を図るなど、フレキシブルな働き方を支援することも必要である。この観点で厚生労働省としても支援を行っていく。
- 我が国の高齢者の就労意欲は高く、生涯現役社会を目指す観点からも、多様な就労形態によって、高齢者雇用の充実を図ることが必要である。これにより、高齢者の暮らしの質が引き上がる効果など、相乗効果も期待できると考えられる。
- 近年特に障害者の就労意識が高まっており、障害の特性も踏まえつつ、例えば農業やサービス業等様々な分野において地域の中で活躍できるよう、支援していくことが必要である。例えば、障害がある人の雇用の場の創設や就労の安定化に向けた施策に官民で取り組み、1,000人の障害者の雇用を目指している例もある。

## II. 少子化対策に関する取組方針

### (1) 総論

- 少子化を取り巻く現状としては、地域ごとにその状況（例えば、有配偶率や合計特殊出生率、保育所の待機児童数や三世代の同居率等）が異なっている。まずは地域ごとにその状況を確実に把握し、それに基づいてオーダーメイド型の対策を検討する必要がある。
- 本年4月からは、子ども・子育て支援新制度が施行される。新制度においては、都市部においてニーズの高い延長保育や放課後児童クラブなどへの財政支援を行うとともに、人口減少地域においては、従来の保育所よりも定員の少ない小規模保育の活用を図るなど、地域の実情に応じた子育て支援を可能としている。

- 地方創生、人口減少克服のためには、若い世代の希望に沿って、結婚、妊娠、出産、子育てができるような環境を整えることが何よりも大事である。特に、安心して結婚や出産・子育てを行うことができる経済的基礎をつくることが重要であり、地域の魅力ある中小企業の発掘等若者雇用対策を進める必要があ

る。

- 「晩婚化」が出生率の低下の一因となっていることに鑑み、不妊治療への助成を行うとともに、妊娠や出産に関する知識の普及に努め、個人が結婚や出産の時期も踏まえたライフデザインを適切に描けるようにすることも重要である。
- 子育て環境は若年者の移住・定住の主要関心事項であり、若者の地方移住を進めるためにもその整備は重要である。
- 地方中核都市とその周辺地域において、創出された産業・雇用を安定的に支えていくためにも、安定した人口構造を保持するための好循環を生み出すための環境整備が必要である。
- このため、各地域で少子化施策の進捗などを踏まえつつ相互の役割分担を協議し、政策の優先順位を考えた上で、企業や地域と連携し、サービス提供体制の整備などに取り組んでいくことが求められる。
- 少子化対策を進めるに当たっては、第1子の壁、第2子の壁、第3子以降の壁として現状分析した上で課題を整理し、それぞれの対策を講じることが重要である。
- 例えば、初婚年齢が高いために第1子の出産が高い年齢となっている、あるいは、第1子の出産時は他の自治体と比較して低い年齢だったが第3子の出産が高い年齢となっているなど、地域によって特徴が異なっていることから、それを分析した上で的確な対策を講じることが必要である。
- 第1子の壁については、結婚を希望する者への出会いの場の提供や、未婚・晩婚化対策としての企業における働き方の見直しが第一に求められる。また、第2子の壁については、第1子の育児に対する様々なサポートがあることが重要であることから、男性が積極的に育児を行うことや子育て支援サービスの充実が必須となる。第3子以降の壁については、第3子を持たない理由は経済的理由が約7割であることから、育児に要する経済的負担を軽減することが必要となる。
- これらを着実に進めていくためには、少子化施策に係る様々な指標をレーダーチャートのようにデータ化して他都市との比較を行うなど、施策の進捗と育児のしやすい環境を「見える化」

し、若い世代の移動の指標にしていくことが重要である。

○地域で少子化対策を検討するに当たっては、各地域で出生順位ごとの出生率推計値を分析し、各自治体が他の地域と比較することも考えられる。

○これらの取組を進めるため、地域住民支援交付金も活用し、多子世帯対策や三世代同居・近居支援も含めた実効ある取組みを通じて子育て支援の充実を促すことが重要である。国としても、こうした先駆的な取組について全国的に周知・展開していく必要がある。

## (2) 子育て支援

○平成 27 年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度においては多様な保育サービスがメニュー化されることから、着実な施行が期待されるとともに、まずは、各自治体は、地域の実情に応じて、サービスを効果的に組み合わせていくことが求められる。

○その際、保育所だけではなく、地域の小児・周産期医療の確保等も含めた包括的な子育て支援環境の整備や、「子育て世代包括支援センター」等のワンストップ拠点において、切れ目のない包括的な支援を行うための基盤整備や人材確保を支援することが必要である。これらのサービス等の担い手については、市民が主体的に参加する非営利法人や企業等が協働し、自律的に循環するような体制とすべきである。

○企業の地方移転を促進する際、優秀な人材確保の観点から、当該企業に事業所内保育施設の設置を求める等、企業とも連携した受け皿整備を進めることが必要である。

○他方、現状では、保育需要のピークは平成 29 年と推計されており、保育所や保育士が余剰となる可能性も想定される中で、施設や人材の合理化・効率化に対応できるようにすることも考慮すべきである。例えば、将来的に高齢者施設への転換を前提とした保育所整備なども考えられる。また、放課後児童クラブについては、学校の空き教室だけでなく、授業で利用している教室の活用も含めて対策を講じていく必要がある。

- 親との三世代同居・近居の夫婦ほど出生する子どもの数が多くなる傾向にあることから、親世代の住み替えを支援することで、同居・近居を実現することも必要である。
- 企業独自の育児休業給付の上乗せ等、福利厚生を活用した経済的支援も検討すべきである。
- 人口減少に歯止めをかけることは、企業等経済界にとってもメリットが大きいものであり、企業等が少子化対策の推進にさらに積極的に参画することを促す取組も検討すべきである。

### (3) ワークライフバランス

- 近年の未婚率の上昇や晩婚化により、第1子が生まれないあるいは第1子が高齢出産となることで、完結出生児数<sup>6</sup>は減少傾向にある。これに対応するために、企業と連携したワークライフバランス実現に向けた取組を実施することが必要である。
- ワークライフバランスの実現のための取組として、朝型勤務時間の設定やコンプレストワークウイーク<sup>7</sup>、テレワークデイを設定した本格的なテレワークの導入など柔軟な働き方を支援する制度を導入する企業を応援することが考えられる。
- 日本の男性の育児参加時間は世界的にも低水準であり、女性に育児の負担が集中している。これを解消するために、現行の「パパ・ママ育休プラス<sup>8</sup>」に加え、企業の工夫により、例えば、父親のみが取得可能な育児休業期間を設定する「パパクオータ制度」の導入を働きかけるなど、男性の育児休業の取得促進に向けた施策が必要である。
- 子育て支援や両立支援に積極的なリーディングカンパニーの先駆的な取組を分析し、企業に広く普及させることが効果的である。このために、実効性のある働きかけを行うことが必要である。

---

<sup>6</sup> 夫婦の最終的な出生子ど�数

<sup>7</sup> 通常よりも就業日数が少なく、一日の労働時間が長い勤務形態

<sup>8</sup> 母親だけでなく父親も育児休業を取得する場合に、育児休業の取得可能期間が2ヶ月延長される制度

○また、くるみんやプラチナくるみん取得企業（子育てを支援する企業として認定を受けた企業）について、自治体としてその周知及び支援を行うための方策を検討する必要がある。

### III. 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

#### (1) 総論

○地域を支える安定した人口構造を保持するための好循環を生み出すためには、生活基盤としての医療、介護、福祉が不可欠であり、こうした生活支援サービスが備わった「まち」が人々の暮らしを支えることが必要である。また、こうした医療、介護、福祉部門が地域における重要な雇用の場ともなる。

○この生活の土台となるサービスの基盤整備を考えるに当たっては、

- ・大都市圏のように今後急速な高齢化が進みサービス不足が深刻化する地域
- ・地方圏のように雇用創出や地方移住を進める上で一定のサービス需要がある地域
- ・中山間地域のようにサービス提供人材が不足し、また、居住地が点在してサービス効率を高めることが難しい地域の存在を念頭に置いて考える必要がある。

○地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。さらに、地域・サービスのネットワーク化、移動手段、潜在利用者へのアウトリーチなどについて具体的に考える必要がある。

○また、大都市圏のように、医療・介護等のサービスが不足する地域は、周辺地域などと相互の役割分担の下で、医療・介護機能の高度化が求められるとともに、サービスと連動する人々の住まい方も合わせて考える必要がある。

○このように、地域の資源の状況を踏まえた上で、生活上の安

全・安心・健康が確保され、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要がある。その際、高齢者のみならず子育て世帯や障害者にとっても安全・安心・健康が確保されるような地域を構築することを目指すべきである。これらのシステムを構築していく上では、子育て支援と同様に、市民が主体的に参加する非営利法人や企業等が協働することも重要である。

- 地域医療構想を含む医療計画や介護保険事業計画などの策定に当たっては、計画を作成するための検討過程が重要であるという意識を持ち、地元大学の教授・学生や、地元の医療従事者、地元の介護サービス利用者など、多様な主体の参画を経て、議論を行っていく必要がある。
- その際には、大学生だけでなく、地元の高校生なども参画させることを通して、進学・就職により地元を離れて東京に行くことなく、地元で暮らしていくことの価値を見つめ直す契機にすることも考えられる。
- 平成 27 年度から<sup>9</sup>は、全国一律の要支援者に対する予防給付（訪問介護・通所介護）が、市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化していくこととなる。
- 移行後の地域支援事業は、高齢者を単に「サービスの受け手」ではなく、「地域に参加する主体」としても捉え、住民の支え合いの仕組みづくりを地域において構築することを目的とするものである。このことは「地域づくり」そのものであり、地方版総合戦略の検討と一体のものとして検討していく必要がある。
- 医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想の具現化を進める必要がある。さらに、まちづくりを進めるに当たっては、地域包括ケアシステム、地域医療構想、子ども・子育て支援新制度、新しい生活困窮者自立支援制度などを個別に検討するのではなく、可能な限り総合的・連動的に構想すること

---

<sup>9</sup>平成 29 年度までに段階的に移行

とが望ましい。

- 高齢者の生活サービスとして、特にニーズの高いものに、通院や買い物の際の移動のための支援がある。これを検討するにあたっては、既存の公共交通網、地理的条件、住民の居住分布や行動範囲・移動目的、商業施設や医療機関等の分布など、十分に現状を分析・精査することが必要である。また、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築と連携しながら、整備していくことが必要である。
- その際、地域支援事業の一環として、「福祉有償運送」のスキームを活用することなどにより、社会福祉法人等による移動支援サービス等の提供を支援することも考えられる。
- 地域の経済社会を活性化していくため、いわゆるスマートウェルネスシティの構築といった、健康づくりを意識したソーシャルキャピタルの活用やまちづくりを進めることも考えられる。
- また、市民が主体的に参加する非営利法人や企業等の多様な主体による生活支援サービスを提供するため、地域支援事業の一環として、介護支援ボランティアポイント制度を導入し、元気な高齢者による自主的な取組を促進することも考えられる。
- 都会から地方へ移住し、健康で生き活きとした生活を送りたいという希望をもつ高齢者も多い。このような希望を持つ高齢者が、健康な時から都市部から地方へ早めに移住しできるよう、移住希望者に対する事前相談や試行的な移住体験等を行うことが必要である。その際、高齢者のみ対象とするコミュニティづくりを進めることも一つの方策であるが、地域の永続性や共生の在り方等を念頭に、障害者や子育て世帯など全ての住民が相互に支え合いながら住みやすい環境づくりを進めていく視点が求められる。

## (2) 医療・介護

- 今後、人口減少が急速に進展していき、地域の高齢化率が高まっていく局面における、高齢者をはじめとする住民のニーズをイメージしながら医療・介護の提供体制を構築する必要があ

る。

- 例えば、高齢者の大幅な増加が見られる地域において、病院を退院した後に訪問診療をしてくれる医師がいるのか、もしくは、高齢者のみの世帯になっても見守りや声かけなど必要な生活支援サービスが提供されるかといった不安がある。
- こういった不安を解消すべく、バリアフリー住宅やサービス付き高齢者住宅等安心して暮らすことができる「住まい」を提供することを前提に、その安心を支える見守りなどの「生活支援」やそれぞれの状態に応じた「予防」・「医療」・「介護」が有機的に連携して提供されるシステムを、コンパクトシティの形成とも連動して、構築することが必要である。
- 医療・介護サービスの担い手として、医師・歯科医師や介護福祉士だけでなく、薬剤師、保健師、助産師、看護師、介護支援専門員、リハビリテーション関係職種、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の専門職の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する必要がある。
- 地域における今後の医療・介護の在り方を検討するに当たっては、医療計画や介護保険事業計画と地方版総合戦略を連携させていくことが重要である。
- 都市部においては、市役所、医療、福祉、商業、教育等の都市機能や居住機能を、都市の中心部や生活拠点等に誘導し、コンパクトシティの形成を推進することが求められる。
- 「連携中枢都市圏<sup>10</sup>」において、地域経済（雇用）、高次都市機能（救急等の高度医療）、生活関連機能（在宅医療、介護、福祉など）に関する目標を設定することとなっており、既存の地域の資源の状況を踏まえ、地域包括ケアシステムと地域医療構想を具現化することが求められる。
- 都市部においては、高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大が見込まれることから、都市機能や居住機能と連携して医療・介護機能の質を高めていく必要がある。また、これらの地域の

---

<sup>10</sup>連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項）を締結することにより、形成される圏域

患者・住民は移動可能な圏域が広いことから、サービス提供については広域連携が必要である。医療計画や介護保険事業計画の策定においては、これらの状況を踏まえることが求められる。(国としても関係自治体との連携が求められる。)

- サービスの提供体制の連携・再編等に地域医療連携推進法人や地域医療介護総合確保基金を活用することが考えられる。また、高齢者向け住宅や病院を対象とするヘルスケアリートの活用も考えられる。
- 近隣の複数の病院と提携し、重なる診療機能を集約し、医療機能を高めるとともに、肺炎や骨折など高齢者に身近に起きる疾患に対応できる小回りの効いた病院や、在宅医療・介護を支援する病院に変わっていくことにより、地域の医療の質を高めるとともに、医療従事者が働きがいをもって活躍できる場を構築することも重要である。
- 医療・介護サービスの供給に関する状況の「見える化」を図り、利用者が参考とできるようにすべきである。

### (3) 福祉

- まちづくりにあたっては、個々人の状況に関わらず、誰もが「制度の狭間」に置かれることなく、孤立せず参加する場があることも、人口減少に立ち向かう自治体にとって、不可欠な要素である。
- 今後、福祉サービスに関しては、人口減少の中で、人材確保やサービス提供が困難な地域が増加してくることから、利用者の利便性も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援やひとり親支援など縦割りで提供されている福祉サービスの融合化を進めることが重要である。これにより、各サービスがコーディネートされ、ワンストップでサービス提供できる体制を構築することが必要である。
- 特に中山間地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を「小さな拠点」として集約することが重要である。この「小さな拠点」において、医療や福祉サービスは重要

な役割を担うことから、高齢者、障害者、子どもなどが分け隔てなく利用でき、専門的なサービスを受けられるとともに、居場所ともなるサービスを検討することが求められる。その際、サービス水準の低下に繋がらないよう、IT活用等を進めるように努める必要がある。

- 人材確保の際には、処遇改善だけでなく、地域の住民が持つ福祉サービスのイメージが非常に大きな影響を与えることから、そのやりがい等の発信を行政としても後押しすることも重要である。
- 福祉以外の分野との連携も重要である。農業との連携については、農林水産省が中心となって医福食農連携<sup>11</sup>を進めており、地域の病院や介護老人保健施設、デイサービス等において、園芸療法を実施している例がある。教育との連携については、高齢者が、ボランティアとして幼稚園、小学校や放課後児童クラブなどで子どもたちに絵本の読み聞かせを行っている例もあり、このような他分野との連携を進めることも重要である。
- 地域づくりは、官民が協働し、関係機関や多様な主体の参画の下に行われることが必要である。すべて公的な事業で解決を図るのではなく、住民同士の助け合いの仕組みを地域につくっていくことも重要である。
- その際、地域のニーズの分析や対応策の検討にあたり、地域の大学における福祉系の学問の研究者やその下で学ぶ学生に協力してもらうことも有効である。また、地域にそのような大学が無い場合でも、全国からの協力依頼を受け付けている研究者もある。彼らの知見を活用しつつ、介護保険事業計画など福祉に関する各種計画の策定の際などに、実効ある取組を検討していくことも効果的である。
- なお、本年4月から福祉事務所設置自治体において実施される生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者を広く受け止め包括的な支援を展開する。生活困窮者が自立す

---

<sup>11</sup>医福食農連携とは、機能性食品や介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障害者等の就労支援など「農」と「福祉」の連携等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組

るためには、働く場や参加する場を開発していくことが重要であり、地方創生のための各種施策と総合的に運用することが重要である。

### **3. おわりに**

- 地方創生においては、地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが何よりも重要である。このため、都道府県と市町村では、目標を設定した上で地域の特性を踏まえた地方版総合戦略等を策定し、その目標の実現に向けた取組を自立的に進めしていくことが不可欠である。
- 人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変えるべく、厚生労働省としても、ここまで述べてきた方針に沿って、裁量性と責任ある地方主導の政策づくりを全力で支援していかなければならない。また、この「厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン」自体も自治体の取組や課題等を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。
- 地方創生を政策の「フロンティア」ととらえ、自らの在り方を見直し、未来に向けて前進させるきっかけとして取り組むべきである。

# 參 考 資 料

## 東京、横浜、岡山における1ヶ月の収入と支出の比較(単位:円)

	収入		支出							収入－支出 (①－②)
	①勤め先収入	②支出計	食料	光熱・水道	被服・履物	家賃(※2)	保育料(※3)	非消費支出 (税・保険料等)		
東京都区部	548,135	389,030	85,174	22,717	18,511	76,703	72,000	113,925	159,105	
横浜市	506,462	347,927	81,814	22,581	14,161	68,068	53,000	108,303	158,535	
岡山市	467,137	279,488	63,319	20,879	14,071	43,527	45,700	91,992	187,649	

東京都区部との差	収入		支出							収入－支出 (①－②)
	①勤め先収入	②支出計	食料	光熱・水道	被服・履物	家賃	保育料	非消費支出 (税・保険料等)		
横浜市	▲ 41,673	▲ 41,103	▲ 3,360	▲ 136	▲ 4,350	▲ 8,635	▲ 19,000	▲ 5,622	▲ 570	
岡山市	▲ 80,998	▲ 109,542	▲ 21,855	▲ 1,838	▲ 4,440	▲ 33,176	▲ 26,300	▲ 21,933	28,544	

(※1)特に※がないものは、「総務省 家計調査(平成25年)」より引用

(※2)「総務省 住宅・土地統計調査(平成20年)」より引用

(※3)保育料については、以下のとおり

東京都区部:品川区の認可外保育所の最低月額保育料

横浜市 : 横浜市の所得税額(月額)19040円×12=23万円

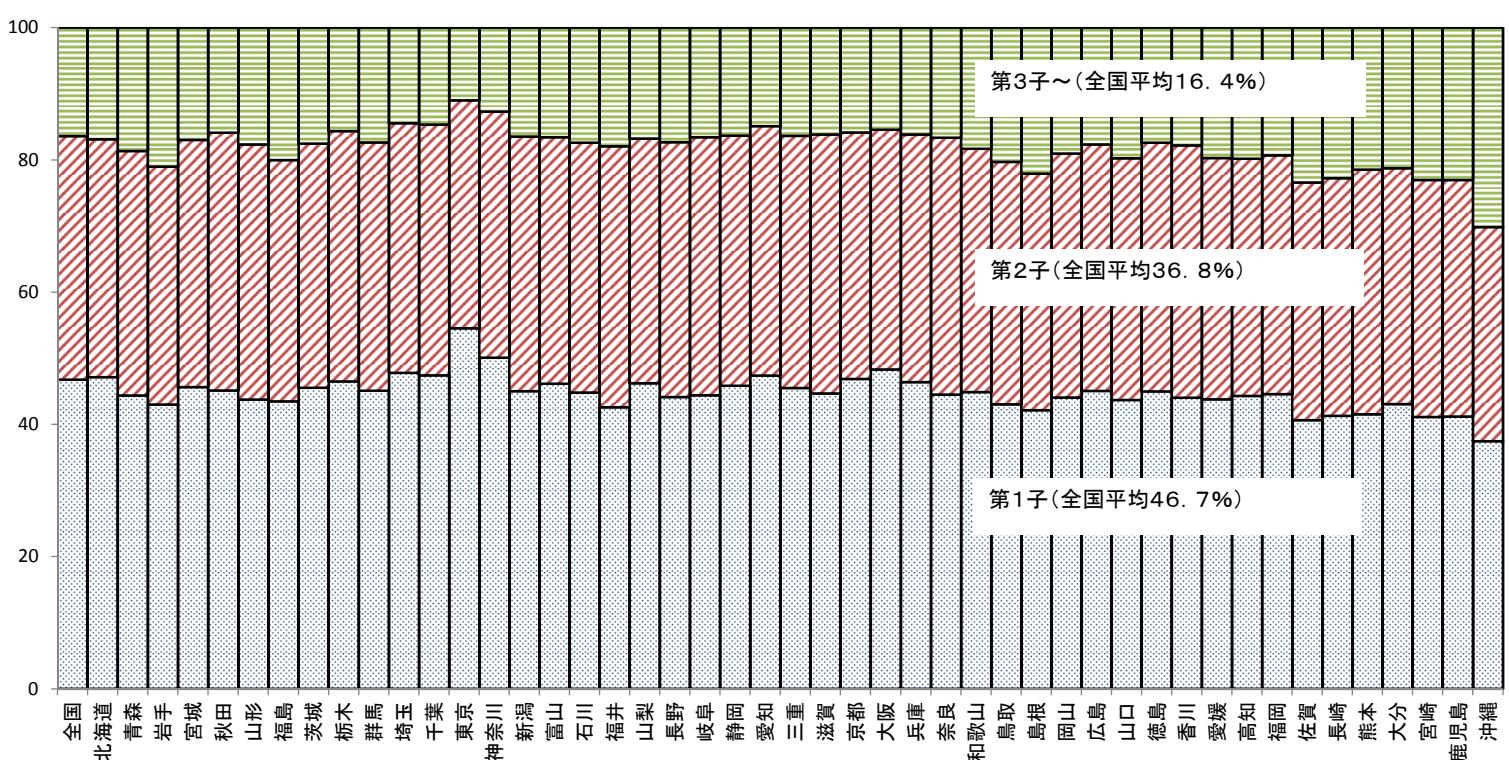
横浜市の認可保育所では所得税(月額)203,000円以上233,000円未満は保育料53000円

岡山市 : 岡山市の所得税額(月額)17474円×12=21万円

岡山市の認可保育所では所得税額(月額)103,000円以上 413,000円未満の保育料は45700円

## 都道府県別にみた出生順位ごとの出生数の割合(2013年)

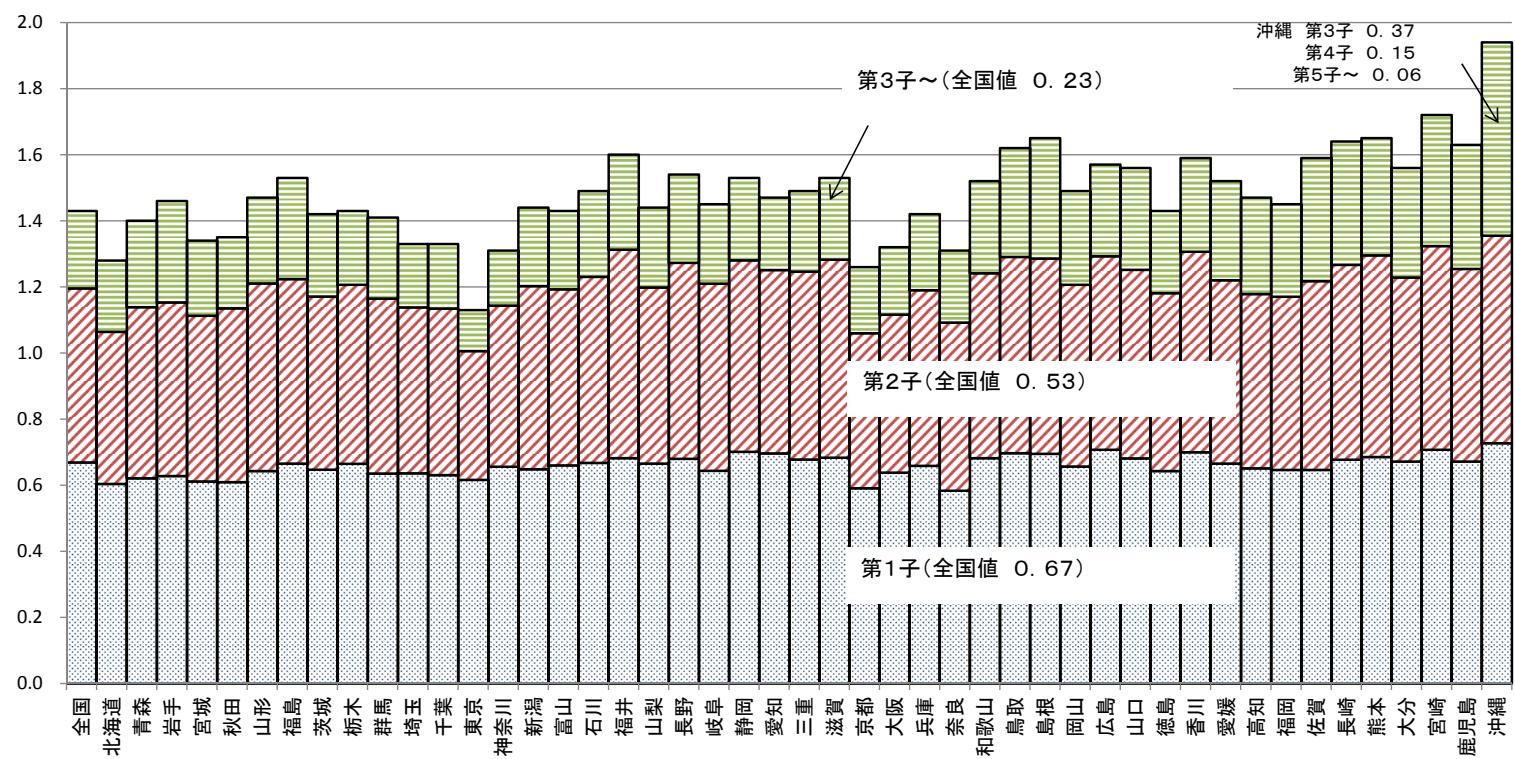
(%)



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」(2013年確報)

注: 出生順位(第1子、第2子、...)とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

## 都道府県別にみた出生順位ごとの出生率推計値(2013年)

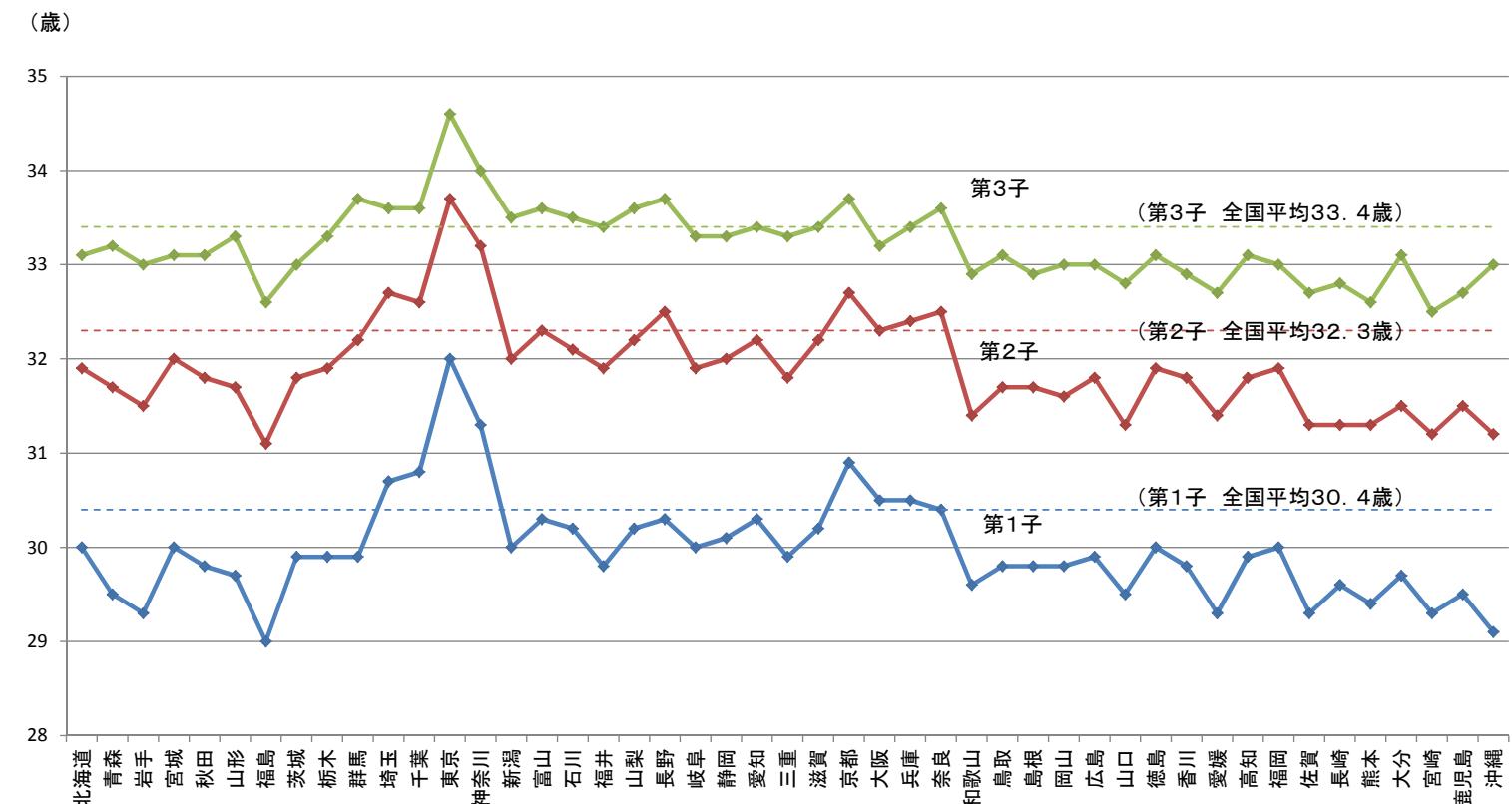


(出所) 厚生労働省「人口動態統計」(2013年確報)

注1：都道府県別の合計特殊出生率に当該地域における出産順位別の割合を機械的に乗じて算出した試算値である。

注2：出生順位（第1子、第2子、...）とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

## 都道府県別にみた出生順位ごとの母の平均年齢(2013年)



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」(2013年確報)

注1：点線は全国平均を表す。

注2：出生順位(第1子、第2子、...)とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数に25ついて数えた順序である。

# 少子化対策に関する各種指標の例

下記のような指標を活用して、地域における少子化の要因等を分析・評価し、「見える化」する。

	指標	都道府県	市町村	備考
結婚	非正規雇用労働者の割合	○(5年に1度)	×	以下の指標は、国単位でのみ把握。 ・希望子ども数 ・実際の子ども数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	完全失業率	○	×	
	結婚支援事業の有無	○	○	
妊娠・出産	合計特殊出生率	○	○(5年に1度)	・希望子ども数 ・実際の子ども数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	不妊治療費の助成 ※夫婦間で行われる体外受精・顕微授精に限る	○	×	
	分娩取扱医療機関、分娩取扱助産所の数	○	×	
両立支援	保育所の待機児童数	○	○	・希望子ども数 ・実際の子ども数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	放課後児童クラブの利用率(登録児童数÷小学校就学児童数)	○	○	
	放課後児童クラブの待機児童数	○	○	
子育てへの不安	三世代の同居率	○(3年に1度)	×	・希望子ども数 ・実際の子ども数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	地域子育て支援拠点事業の実施率(人口1万人当たり)	○	○	
経済的負担	乳幼児医療費無償化	○	○	・希望子ども数 ・実際の子ども数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	1ヶ月当たり所得に占める家賃の割合	○(5年に1度)	×	

## 地方創生への対応のための検討チーム 構成員

委 員 長：橋本 岳 厚生労働大臣政務官

委員長補佐：熊木 正人 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長  
武田 康祐 労働基準局労働条件政策推進官  
森 真弘 政策統括官付社会保障担当参事官室政策企画官  
江口 満 大臣官房会計課社会保障財政企画官

委 員：水野 忠幸 医政局医療経営支援課長補佐  
遠藤 傑 医政局地域医療計画課係長  
角園 太一 労働基準局労働条件政策課長補佐  
黒田 啓太 職業安定局雇用政策課長補佐  
野村 晋 職業安定局雇用保険課長補佐  
横田 正明 職業安定局派遣・有期労働対策部企画課係長  
楊井 千晶 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長補佐  
坂本 裕一 雇用均等・児童家庭局総務課係長  
野中 祥子 老健局総務課長補佐  
羽野 嘉朗 老健局介護保険計画課長補佐  
南 孝徳 政策統括官付社会保障担当参事官室長補佐  
木原 大樹 政策統括官付社会保障担当参事官室政策第三係長  
東江 趟欣 政策統括官付社会保障担当参事官室  
遠坂 佳将 大臣官房人事課